

# 熊本県公報

第 1 1 5 5 9 号  
平成 19 年 6 月 8 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 指定居宅介護支援事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 3
- 障害者自立支援法に基づく特定旧法指定施設の指定の辞退…………… (障害者支援総室) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… ( " ) 4
- 住民基本台帳ネットワークシステム用業務サブシステム及び関連機器の  
借入りに係る一般競争入札…………… (市町村総室) 4
- 指定居宅介護支援事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… ( " ) 14

**公 告**

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画・技術管理課) 15
- 県有財産の売却…………… (管財課) 15
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明に係る当  
該通知の掲示…………… (森林保全課) 16
- "…………… ( " ) 16
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画・技術管理課) 16
- "…………… ( " ) 17
- "…………… ( " ) 17
- 住民基本台帳ネットワークシステム用業務サブシステム及び関連機器の  
借入りに係る一般競争入札…………… (市町村総室) 18

**登 載 依 頼**

- 熊本県監査結果等公表規程…………… (監査委員事務局) 20

## 告 示

### 熊本県告示第 518 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
生活サポート陽楽 菊池市豊間 1236 番地 1	有限会社陽楽 菊池市豊間 1236 番地 1	平成 19 年 3 月 26 日
夢見草 宇土市門内町 52	株式会社ウエルフェア 宇土市門内町 52	平成 19 年 3 月 13 日
社会福祉法人煌介護支援センター・笑 ほたる 宇城市豊野町糸石 3896 - 1	社会福祉法人煌 福岡県福岡市博多区博多駅中央街 8 番 36 号	平成 19 年 4 月 6 日

#### 〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションほたる 宇城市松橋町松橋 106 - 2	株式会社大地 宇城市不知火町長崎字貝久保 561 番地 1	平成 19 年 4 月 9 日
宇城総合訪問看護センター 宇城市松橋町曲野 3475 - 4	医療法人社団仁水会 宇城市松橋町久具 323 - 1	平成 19 年 4 月 2 日

## 〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター岱明の里 玉名市岱明町高道 1067	株式会社黎明 玉名市岱明町高道 1067	平成 19 年 4 月 19 日

## 〔通所リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団栄康会 西村病院デイケアセンター 上益城郡嘉島町大字北甘木 2085 番地	医療法人社団栄康会 上益城郡嘉島町大字北甘木 2085 番地	平成 19 年 3 月 15 日

## 〔短期入所療養介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
瀬戸病院 上益城郡矢部町大字北中島 2806 番地	医療法人幸翔会 上益城郡矢部町大字北中島 2806 番地	平成 12 年 4 月 1 日

## 〔福祉用具貸与〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社優愛らいふ・ケア 天草市亀場町亀川 142 - 10	株式会社優愛らいふ・ケア 天草市五和町手町二丁目 41 - 2	平成 19 年 2 月 24 日

## 〔介護予防訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
生活サポート陽楽 菊池市豊間 1236 番地 1	有限会社陽楽 菊池市豊間 1236 番地 1	平成 19 年 3 月 26 日
夢見草 宇土市門内町 52	株式会社ウエルフェア 宇土市門内町 52	平成 19 年 3 月 13 日
社会福祉法人煌介護支援センター・笑ほたる 宇城市豊野町糸石 3896 - 1	社会福祉法人煌 福岡県福岡市博多区博多駅中央街 8 番 36 号	平成 19 年 4 月 6 日

## 〔介護予防訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーションほたる 宇城市松橋町松橋 106 - 2	株式会社大地 宇城市不知火町長崎字貝久保 561 番地 1	平成 19 年 4 月 9 日
宇城総合訪問看護センター 宇城市松橋町曲野 3475 - 4	医療法人社団仁水会 宇城市松橋町久具 323 - 1	平成 19 年 4 月 2 日
熊本看護協会訪問看護ステーションながす 玉名郡長洲町長洲 1306 番地	社団法人熊本県看護協会 熊本市東町三丁目 10 番 39 号	平成 18 年 4 月 1 日

## 〔介護予防通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター岱明の里 玉名市岱明町高道 1067	株式会社黎明 玉名市岱明町高道 1067	平成 19 年 4 月 19 日

## 〔介護予防通所リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団栄康会 西村病院デイケアセンター 上益城郡嘉島町大字北甘木 2085 番地	医療法人社団栄康会 上益城郡嘉島町大字北甘木 2085 番地	平成 19 年 3 月 15 日

## 〔介護予防福祉用具貸与〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日

有限会社桑原モーターズ 八代市日奈久浜町 144 - 5	有限会社桑原モーターズ 八代市日奈久浜町 144 - 5	平成 19 年 3 月 14 日
株式会社優愛らいふ・ケア 天草市亀場町亀川 142 - 10	株式会社優愛らいふ・ケア 天草市五和町手町二丁目 41 - 2	平成 19 年 2 月 24 日

## 〔特定福祉用具販売〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社桑原モーターズ 八代市日奈久浜町 144 - 5	有限会社桑原モーターズ 八代市日奈久浜町 144 - 5	平成 19 年 3 月 14 日
株式会社優愛らいふ・ケア 天草市亀場町亀川 142 - 10	株式会社優愛らいふ・ケア 天草市五和町手町二丁目 41 - 2	平成 19 年 2 月 24 日

## 〔特定介護予防福祉用具販売〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社桑原モーターズ 八代市日奈久浜町 144 - 5	有限会社桑原モーターズ 八代市日奈久浜町 144 - 5	平成 19 年 3 月 14 日
株式会社優愛らいふ・ケア 天草市亀場町亀川 142 - 10	株式会社優愛らいふ・ケア 天草市五和町手町二丁目 41 - 2	平成 19 年 2 月 24 日

## 〔居宅介護支援〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
アトム薬局 菊池市大琳寺 275 番地 5	有限会社泰斗 菊池市大琳寺 275 番地 5	平成 19 年 3 月 28 日
熊本看護協会介護支援事業所ながす 玉名郡長洲町長洲 1306 番地	社団法人熊本県看護協会 熊本市東町三丁目 10 番 39 号	平成 18 年 4 月 27 日

## 〔地域包括支援センター〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
八代市地域包括支援センター みなみ 八代市日奈久塩南町 146 - 1	社会福祉法人敬愛会 八代市日奈久塩北町 2905	平成 19 年 4 月 1 日
社会福祉法人権現福祉会 八代市地域 包括支援センター くまがわ 八代市高下西町 1760	社会福祉法人権現福祉会 八代市揚町 35 番地 2	平成 19 年 4 月 1 日
八代市地域包括支援センター とまと 八代市郡築一番町 180 番地 1	医療法人カジオ会 八代市郡築一番町 179 番地	平成 19 年 4 月 1 日
八代市地域包括支援センター ゆうり ん 八代市古閑浜町西塩浜 3401	医療法人社団優林会 八代市高下西町 1426 番地	平成 19 年 4 月 1 日
八代市地域包括支援センター あさひ 園 八代市上日置町 2345	社会福祉法人郷寿会 八代市上日置町 2345	平成 19 年 4 月 1 日
八代市地域包括支援センター 安寿の 里 八代市鏡町両出 880 - 1	社会福祉法人至誠会 八代市鏡町両出 880 - 1	平成 19 年 4 月 1 日

## 熊本県告示第 519 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
むすび	合同会社むすび	平成 19 年 5 月 30 日

鹿本郡植木町宮原 576 番地 3

**熊本県告示第 520 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 47 条の規定により次の特定旧法指定施設から指定の辞退の届出があった。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	辞退年月日	事業所番号	施設の種類
知的障害者授産施設 阿蘇くんの里 阿蘇市黒川 431 番地	社会福祉法人 治誠会 阿蘇市黒川 431 番地 高森 治生	平成 19 年 9 月 30 日	4312800040	知的障害者授産施設

**熊本県告示第 521 号**

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 玉名市社協ヘルパーステーション 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の名称	玉名市社会福祉協議会玉名	玉名市社協ヘルパーステーション	平成 19 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 522 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達する特定役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステム用業務サブシステム及び関連機器 一式
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 6 月 8 日（金曜）から平成 19 年 6 月 27 日（水曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間

- 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

**熊本県告示第 523 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。  
平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
JA うきうき居宅介護支援事業所 宇城市不知火町高良 1851 番地 4	熊本宇城農業協同組合	平成 19 年 6 月 1 日

**熊本県告示第 524 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 熊本市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下川床谷（中川床川）（201-1-006）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市河内町面木  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
小野屋敷川（201-2-010）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
熊本市貢町（小塚）  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
万楽寺谷（201-2-012）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市万楽寺町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
赤水屋敷 1-1（201-1-022-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市和泉町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
赤水屋敷 1-2（201-1-022-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市和泉町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
赤水屋敷 2（201-1-023）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市和泉町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
寺ノ前（201-1-042）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市貢町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大狩野（201-2-023）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市万葉寺町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
本村屋敷（201-2-024）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市万葉寺町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
北原山-1（201-2-025-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市太郎迫町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
北原山-2（201-2-025-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市太郎迫町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
明德-1（201-2-027-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市河内町大多尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
明德-2（201-2-027-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市河内町大多尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
平畑（201-2-031）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市和泉町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
古閑園（201-2-041）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市河内町東門寺  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大間（201-2-043）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市貢町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
原口原（201-2-044）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市貢町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
中尾谷（201-2-045）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市貢町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり



- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
下屋敷 (201-2-046)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市貢町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
五町屋敷 (201-2-047)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市貢町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
城原 (201-2-096)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市立福寺町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
権現平 (201-2-102)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市河内町大多尾  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
下津久礼3 (404-1-003)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
熊本市龍田町弓削  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

- する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 菊陽町
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下津久礼 1（404-1-001）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊陽町津久礼下津久礼  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下津久礼 2（404-1-002）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊陽町津久礼下津久礼  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下津久礼 3（404-1-003）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊陽町津久礼下津久礼  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上津久礼 1（404-1-004）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊陽町津久礼上津久礼  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上津久礼 2（404-1-005）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
菊陽町津久礼上津久礼  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 下津久礼（404-3-003）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 菊陽町津久礼下津久礼
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 芦北町
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 上籓瀬川（482-1-019）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町籓瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 大尼田川（482-1-026）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町大尼田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 本立川川（482-1-030）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町立川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 廿五川（482-1-031）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町立川

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
山手川内川 3（482-2-022）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町大尼田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 津奈木町
- (1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
深溝川 II（484-1-042）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
馬米川 1（484-1-045）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
馬米川 2（484-1-046）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
宇戸川-1（484-1-047-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
宇戸川-2（484-1-047-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
津奈木町岩城  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
宇戸川-3（484-1-047-3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
津奈木町岩城  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大野原川（484-1-048）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
津奈木町岩城  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
染竹川（484-1-049）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
津奈木町岩城  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
久子川-1（484-1-050-1）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
津奈木町岩城  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 久子川-2 (484-1-050-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 津奈木町岩城  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
 染竹川Ⅱ (484-2-020)  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 津奈木町岩城  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 525 号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) 第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 京町一丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 7 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	番 地
1	熊本市	京町一丁目	226
2	"	"	"
3	"	"	228
4	"	"	"
5	"	"	214-2
6	"	"	213-3
7	"	"	210-1

2 花園六丁目地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 10 号までを順次結んだ線及び標柱 10 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	番 地
1	熊本市	花園六丁目	174
2	"	"	169
3	"	"	166
4	"	"	175-1
5	"	"	"
6	"	"	175-4
7	"	"	175-2
8	"	"	"
9	"	"	174
10	"	"	"

## 公 告

## 熊本県公告第 518 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営御領南地区土地改良事業（区画整理）計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間満了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営御領南地区土地改良事業（区画整理）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 19 年 6 月 11 日から平成 19 年 7 月 6 日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

## 熊本県公告第 519 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示  
阿蘇郡小国町大字宮原字蔵原 2026 番  
宅地 1,519.08 平方メートル  
最低売却価格 8,660,000 円
- 2 入札期日 平成 19 年 7 月 24 日（火）午前 10 時 30 分
- 3 入札場所  
阿蘇市一の宮町宮地 2402 熊本県阿蘇総合庁舎 別館 1 階 中会議室
- 4 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ないもの  
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による。  
提出期限 平成 19 年 7 月 20 日（金）午後 5 時  
（郵送の場合は提出期限までに必着）  
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 個人の場合 印鑑証明書  
(2) 法人の場合 印鑑証明書  
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他  
(1) 契約締結期限 平成 19 年 8 月 6 日（月）午後 5 時  
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。  
(3) 契約締結場所 別途指定する。  
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。  
(5) 問い合わせ先  
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

**熊本県公告第 520 号**

森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を山江村役場に掲示する。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不分明な者の氏名  
今村 重義、岩坂 實藏、長船 矢熊、木下 健一、橋本 敦行、湊田 徳太郎、宮崎 政芳
- 2 通知の趣旨
  - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 5 月 9 日付け熊本県告示第 424 号による。

**熊本県公告第 521 号**

森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を山江村役場に掲示する。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不分明な者の氏名  
稲田 藏七、岩坂 實藏、岩本 勇七、犬童 公子、犬童 忠弘、犬童 広尚、上野 袈裟市、大坪 芳則、亀井 孝美、熊田 克彦、久保田 光則、白石 一臣、白竹 信恵、高橋 三吉、田上 穰時、竹口 房男、竹本 武光、竹本 輝之、恒松 幸二、西 皎也、西田 幸作、平瀬 幸男、平瀬 涼、松本 範光、松本 貢、山田 壽夫、和田 力人
- 2 通知の趣旨
  - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 5 月 9 日付け熊本県告示第 423 号による。

**熊本県公告第 522 号**

上益城郡嘉島町嘉島中央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田 上 益 美	上益城郡嘉島町大字上六嘉 939 番地
"	宮 本 新 春	上益城郡嘉島町大字上六嘉 988 番地 3
"	増 岡 光 一	上益城郡嘉島町大字上六嘉 1302 番地
"	中 嶋 又 喜	上益城郡嘉島町大字上六嘉 285 番地 1
"	本 田 博 士	上益城郡嘉島町大字下六嘉 3322 番地 1
"	藤 瀬 弘 治	上益城郡嘉島町大字下六嘉 3726 番地
"	上 田 守 雄	上益城郡嘉島町大字下六嘉 1301 番地 2
"	野 上 正 弘	上益城郡嘉島町大字鯨 1492 番地 1
"	米 満 忠 信	上益城郡嘉島町大字鯨 1 番地 1
"	太 田 郁 夫	上益城郡嘉島町大字上島 1483 番地
"	石 坂 幸 一	上益城郡嘉島町大字上島 1519 番地
監事	立 石 和 昭	上益城郡嘉島町大字下六嘉 3581 番地
"	林 田 一 男	上益城郡嘉島町大字鯨 1654 番地 1
就任		
理事	宮 本 新 春	上益城郡嘉島町大字上六嘉 988 番地 3
"	田 上 益 美	上益城郡嘉島町大字上六嘉 939 番地
"	西 郡 敏 昭	上益城郡嘉島町大字上六嘉 1456 番地 1
"	中 嶋 又 喜	上益城郡嘉島町大字上六嘉 285 番地 1



”	本 田 博 士	上益城郡嘉島町大字下六嘉 3322 番地 1
”	藤 瀬 弘 治	上益城郡嘉島町大字下六嘉 3726 番地
”	嶋 田 英 雄	上益城郡嘉島町大字下六嘉 1346 番地
”	野 上 正 弘	上益城郡嘉島町大字鯨 1492 番地 1
”	米 満 忠 信	上益城郡嘉島町大字鯨 1 番地 1
”	太 田 郁 夫	上益城郡嘉島町大字上島 1483 番地
”	石 坂 幸 一	上益城郡嘉島町大字上島 1519 番地
監事	藤 瀬 信 行	上益城郡嘉島町大字下六嘉 3762 番地
”	宮 村 博 之	上益城郡嘉島町大字鯨 1747 番地

**熊本県公告第523号**

阿蘇郡西原村小森土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成19年6月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	東 田 三 敏	阿蘇郡西原村大字布田 1907 番地
就任		
理事	内 田 清 人	阿蘇郡西原村大字布田 76 番地

**熊本県公告第524号**

上益城郡甲佐町糸田堰土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成19年6月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山 田 健次郎	上益城郡甲佐町大字芝原 1036 番地
”	渡 邊 幸 一	上益城郡甲佐町大字白旗 1028 番地
”	中 嶋 敬 介	上益城郡甲佐町大字白旗 420 番地
”	本 田 鶴 雄	上益城郡御船町大字豊秋 811 番地
”	緒 方 義 一	上益城郡御船町大字陣 2015 番地 1
”	荒 木 孝 明	上益城郡御船町大字豊秋 2197 番地
”	成 松 惠	上益城郡嘉島町大字鯨 1295 番地
”	石 坂 隆 一	上益城郡嘉島町大字上島 2716 番地
”	宮 本 新 春	上益城郡嘉島町大字上六嘉 988 番地 3
監事	高 崎 猛	上益城郡甲佐町大字白旗 2162 番地 1
”	米 村 正 英	上益城郡甲佐町大字吉田 762 番地
”	宮 田 勝 人	上益城郡御船町大字豊秋 1483 番地
”	中 林 生 治	上益城郡嘉島町大字上島 2626 番地
就任		
理事	山 田 健次郎	上益城郡甲佐町大字芝原 1036 番地
”	高 崎 猛	上益城郡甲佐町大字白旗 2162 番地 1
”	清 住 昇	上益城郡甲佐町大字吉田 276 番地 1
”	宮 田 勝 人	上益城郡御船町大字豊秋 1483 番地
”	田 中 隆 敏	上益城郡御船町大字陣 1492 番地
”	松 本 誠 治	上益城郡御船町大字豊秋 2205 番地
”	成 松 惠	上益城郡嘉島町大字鯨 1295 番地
”	石 坂 隆 一	上益城郡嘉島町大字上島 2716 番地

”	福 本 美 敏	上益城郡嘉島町大字上島 176 番地 1
監事	本 田 昭 則	上益城郡甲佐町大字白旗 2229 番地
”	井 芹 祐 介	上益城郡甲佐町大字白旗 661 番地
”	本 田 鶴 雄	上益城郡御船町大字豊秋 811 番地
”	中 林 生 治	上益城郡嘉島町大字上島 2626 番地

### 熊本県公告第 525 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステム用業務サブシステム及び関連機器 一式
- (2) 借入物品の規格、品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 借入期間  
平成 19 年 12 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日まで
- (4) 納入期限  
平成 19 年 11 月 30 日（金）
- (5) 納入場所  
入札説明書のとおり
- (6) 入札方法
  - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
  - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
  - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 4 の（4）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 2 の（1）に掲げる入札参加資格を有する者で、納入物品の仕様を示す書類を平成 19 年 7 月 6 日（金）午後 5 時までに 3 に記載する場所に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

#### 3 契約条項を示す場所

熊本県総務部市町村総室行政班（熊本県庁行政棟本館 3 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-383-1111 内線 3388 ダイヤルイン 096-333-2105

#### 4 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
3 に記載のとおり。
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
  - ア 交付期間  
平成 19 年 6 月 8 日（金曜）から平成 19 年 7 月 6 日（金曜）までの日（県の休日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
  - イ 交付場所  
3 に記載のとおり。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
  - ア 日時  
平成 19 年 6 月 15 日（金曜） 午後 2 時から

- イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館4階401会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時  
平成19年7月19日(木曜) 午後1時30分
- イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館9階901会議室
- (5) 入札書の提出方法  
4の(4)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成19年7月18日(水)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1月当たりの額に借入期間月数(60月)を乗じて得た額の100分の5以上の金額を4の(4)のアに掲げる入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間月数(60月)を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を

- 履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity  
A set of Network System for the Basic Residential Resisters and Related Equipment
- (2) Deadline to supply commodity  
November 30th 2007
- (3) Place to supply commodity  
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding  
July 19th 2007 1:30 p.m.  
901 room(9th floor of Kumamoto Prefectural Government Main Building)
- (5) Deadline for bidding proposal by mail  
July 18th 2007
- (6) Language and currency to be used for bidding  
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract  
Municipal Affairs Division  
Department of General Affairs  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto - city,  
Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan  
Tel. 096-333-2105

## 登載依頼

## 熊本県監査委員会告示第 1 号

熊本県監査結果等公表規程を次のように定める。

平成 19 年 6 月 8 日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	月	待	孝	一
同	荒	木	義	行
同	水	室	雄	一郎

## 熊本監査結果等公表規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、熊本県監査委員に関する条例 (昭和 39 年条例第 21 号) 第 9 条に規定する監査に関する公表及び告示 (以下「監査の公表等」という。) の方法に関し、必要な事項を定める。

(公表等の方法)

第 2 条 監査の公表等は、次に掲げる方法により行う。ただし、天災、事変その他特別の事情により (1) の方法によることができないときは、県庁掲示板に掲示してこれに代えることができる。

- (1) 監査委員事務局ホームページへの掲載
- (2) 監査委員事務局における監査の公表等に関する紙文書の閲覧

2 前項の (2) の閲覧方法については別に定める。

(監査の公表等文書の貸出)

第 3 条 監査委員事務局は、別に定める貸出方法により、監査の公表等に関する紙文書の貸出を行う。

(補則)

第 4 条 この規定に定めるもののほか、監査の公表等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 8 日から施行する。